

事務連絡
令和4年12月12日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

登録認定機関における認定業務の追加について

消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該設備等の技術基準に適合することの認定の業務については、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の4第1項の規定により、登録認定機関として登録された法人が行うとされているところです。

今般、登録認定機関である一般財団法人日本消防設備安全センターから認定を行う消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の追加の届出がありましたので、下記のとおりお知らせします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 登録を受けている法人の名称
一般財団法人日本消防設備安全センター
- 2 認定業務に追加される消防用設備等又はこれらの部分である機械器具
不活性ガス消火設備の閉止弁
- 3 認定業務開始日
令和4年12月12日
なお、認定証の交付は、「不活性ガス消火設備の閉止弁の基準（令和4年消防庁告示第8号）」の施行日（令和5年4月1日）以降に行う。

担当 消防庁予防課行政係 上野主幹・藤原 Tel (03) 5253-7523 Fax (03) 5253-7533 e-mail yobo@soumu.go.jp
--